



予算外支出の申請に関する規約

2025 年 1 月 24 日 第 6 回総務財務委員会承認

(目的)

第 1 条 本規約は、経理規程（0301）第 39 条 2 項、経理規程運用に関する規約（0301-01）第 13 条 2 項、事業活動にかかわる本部管理費、貸付金、価格設定、収支処理に関する規程（0303）第 9 条 3 項の予算外支出について別途定める旨を規定している規則類を受け、その申請手順について定めるものである。

(申請手順)

- 第 2 条 予算が配分されている各組織（以下、「予算執行組織」という）は、理事会承認予算に対して、予算外支出が予想された時点あるいは発生が明らかになった時点で可及的すみやかに予算外支出の申請をおこなわなければならない。
- 2 予算外支出の申請をおこなう予算執行組織は、以下の点を明確にしなければならない。
- (i) 予算外支出が必要となった事業計画の変更内容が、本会の基本方針、諸規則に照らし適切なものであること
 - (ii) 申請しようとする予算外支出が、理事会において承認されている予算のうち、「配分金」、「独自事業予算」のいずれの変更に該当するか
- 3 予算外支出の申請をおこなおうとする予算執行組織は、別途定めるガイドラインを参照し、申請内容がどの条項に該当するかを確認する。予算外支出の申請は、所定の書式（様式 1）でおこない、この申請書は、予算執行組織から学会事務局に送付する。学会事務局は、変更内容を確認のうえ、経理担当から財務理事宛てに提出するものとする。財務理事は、必要に応じて、事業計画の変更内容について、事務局、または理事会分掌規程に基づき、担当理事の意見を求めるものとする。
- 4 学会事務局は、合わせて、写しを下表に示す上部委員会に送付する。
- 5 専門委員会が予算外支出の申請をおこなうときは、予算変更が必要となった事業内容の変更について、あらかじめ企画委員会の承認を得るものとする。

予算執行組織	上部委員会
事務局	総務財務委員会
常置委員会	(無し)
専門委員会	企画委員会
部会、連絡会	部会等運営委員会
理事会に直属する WG、小委員会	総務財務委員会
支部	総務財務委員会

(決裁)

第3条 予算外支出申請に対しては、下記の区分により決裁をおこなう。

予算外支出費用が

①10万円未満の場合は財務理事が決裁、総務財務委員会に報告。

②100万円未満の場合は総務財務委員会にて決裁、理事会に報告。

③100万円以上の場合は理事会にて決裁。(財務担当起案)

※ 10,000円未満の予算外支出については、当初予算にはなかった事業（新規事業）を除き、予算執行組織長の承認をもって省略することができる。

(執行)

第4条 本規約に基づいて承認された予算外支出の執行は、予算執行手続きにかかる規約（0301-04）に基づく。

(改定)

第5条 本規約の改定は、総務財務委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

附則

1 平成16年6月8日 第10回総務財務委員会制定、同日施行

2 改定履歴

① 平成18年7月25日 第482回理事会承認

② 平成20年6月4日 第7回総務財務委員会承認

③ 平成20年7月17日 第1回総務財務委員会承認

④ 平成21年9月25日 第2回総務財務委員会承認

⑤ 平成24年3月16日 第7回理事会承認

⑥ 平成26年9月18日 第3回総務財務委員会起案、平成26年9月26日 第3回理事会承認

⑦ 平成28年1月21日 第7回総務財務委員会起案、平成28年1月26日 第6回理事会承認（改定前は、改定に理事会承認を必要としたため、今回まで理事会付議）

⑧ 平成29年2月16日 第8回総務財務委員会承認、平成29年3月21日 第7回理事会報告

⑨ 平成29年11月8日 第4回総務財務委員会承認、平成29年11月28日 第5回理事会報告

⑩ 2019年3月6日 第7回総務財務委員会承認、2019年3月14日 第7回理事会報告

⑪ 2022年1月20日 第6回総務財務委員会承認、2022年1月25日 第6回理事会報告

⑫ 2022年3月14日 第8回総務財務委員会承認、2022年3月25日 第7回理事会報告

⑬ 2025年1月24日 第6回総務財務委員会承認、2025年1月29日 第6回理事会報告

附則

1 平成26年1月30日改定の規約は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 平成 28 年 1 月 26 日改定の規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 平成 29 年 2 月 16 日承認の規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 平成 29 年 11 月 8 日承認の規約は、総務財務委員会承認の日から施行する。
- 5 2019 年 3 月 6 日承認の規約は、2019 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 2022 年 1 月 20 日承認の規約は、総務財務委員会承認の日から施行する。
- 7 2022 年 3 月 14 日承認の規約は、総務財務委員会承認の日から施行する。
- 8 2025 年 1 月 24 日承認の規約は、総務財務委員会承認の日から施行する。